

令和6年12月24日

公益社団法人広島県薬剤師会長 様
一般社団法人広島県病院薬剤師会長 様

広島県健康福祉局健康危機管理課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
広島県健康福祉局薬務課長

今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について（依頼）

本県の保健医療行政及び感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、令和6年11月26日付けで厚生労働省より別紙のとおり事務連絡がありました。

今般、全国的に患者数が増加傾向にあり、今後、冬の間に一定の感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひっ迫を招く恐れがあります。

については、今後の医療体制等の対応について、引き続き、地域において、感染症対症療法薬等の必要な医薬品が適切に提供される体制の確保に御理解、御協力をいただきますとともに、貴会会員へ周知及び確認をお願いします。

【依頼事項】

1 医薬品について

冬の感染拡大に対応し、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、次の点について、御留意いただきますようお願いします。

- (1) 感染症対策療法薬等（解熱鎮痛薬、鎮咳薬等）について、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみのお購入をお願いします。
- (2) 医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮してください。なお、医療用医薬品の供給状況については、下記の厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/04_00003.html

- (3) 感染症対症療法薬等については、「[医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口](#)※」の活用についても、必要に応じて御検討ください。

※医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

2 抗原定性検査キットについて

今後、冬の感染拡大に備える観点から、次の点について、御留意いただきますようお願いします。

- (1) 一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注してください。
- (2) 発注に当たっては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注を控えてください。
- (3) 供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮してください。なお、各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001335725.pdf>

<問い合わせ先>

医療体制や感染症対策に関すること	担当 健康危機管理課 感染症対策グループ 電話 082-513-3079(タ`イリン) (担当者 増田)
医薬品等の供給に関すること	担当 薬務課 製薬振興グループ 電話 082-513-3223(タ`イリン) (担当者 田中)